

2 0 2 5 年 9 月

お 客 様 各 位

中 央 労 働 金 庫

令和7年台風第15号等に伴う災害により被災された方への ご預金およびご融資のお取引のお知らせ

令和7年台風第15号等に伴う災害により被害を受けられた皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当金庫では、この度被害を受けられたお客様の「ご預金およびご融資のお取引」を以下のとおりお取扱いいたしますので、ご案内申し上げます。

1. ご預金のお取引

- (1) 通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届印を持参できない場合でも、ご本人様であることを確認できる書類(原則として公的書類)をご提示いただければ、預金残高の範囲内で現金10万円を上限にお支払いたします。
※お届出印鑑を紛失している場合は、ご捺印の代わりに拇印の押印でご対応させていただきます。
- (2) 定期性預金の支払については満期日前の支払についてもお相談を承ります。
※また、当該預金等を担保とする貸付のご相談を承ります。
- (3) 汚れた紙幣・貨幣をお引き換えいたします。
- (4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談ください。

2. ご融資のお取引

- (1) 既にお借入いただいているご融資の返済方法等に関するご相談については、窓口にてお問い合わせください。
※詳細については、窓口にてご案内いたします。
- (2) 災害救援ローン・災害救援住宅ローンについては、2025年9月5日（金）申込受付分より取扱いいたします。次ページ以降にて制度概要をご案内いたします。

3. 対象地域等について

本件にかかる災害救助法の適用状況については、内閣府のホームページ（防災情報のページ）をご確認ください。

4. 災害救援ローン

	概 要
貸 出 対 象 者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	1,000 万円以内
ご 返 済 期 間	生活資金：10 年以内 住宅資金：20 年以内
資 金 使 途	本人または3親等以内の親族の災害復旧等に要する生活資金全般、被災住宅の修理等の住宅資金など ※「借入申込書」・「ご本人確認書類」等のご提出が必要となります。
金 利 タ イ プ	固定金利型 ※最新の金利は〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。
保 証	(1) 保証機関：一般社団法人 日本労働者信用基金協会 (2) 保証料は当金庫が負担します。
担 保	不要
取 扱 期 間	2026 年 3 月 31 日（火）お申込受付分まで

5. 災害救援住宅ローン

	概 要
貸 出 対 象 者	「災害救助法が適用された市町村のほか当該災害の被災地域にて被災された方」のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	1 億円以内
ご 返 済 期 間	40 年以内
資 金 使 途	本人または3親等以内の親族の災害復旧に要する住宅関連資金等 ※「借入申込書」・「ご本人確認書類」等のご提出が必要となります。
金 利 引 下 げ 幅	ろうきん住宅ローン標準金利より 変動金利型 最大引下げ幅 年▲1.875% その他特約型 最大引下げ幅 年▲1.550% ※全期間引下げ型のみのお取扱いとなります。
不 動 産 担 保 取 扱 手 数 料	不要
保 証	(1) 保証機関：一般社団法人 日本労働者信用基金協会 (2) 保証料は別途、お客様負担となります。
担 保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。
取 扱 期 間	2026 年 3 月 31 日（火）お申込受付分まで

6. 特別引下げ制度概要（災害救援住宅ローン）

	引 下 げ 条 件	全 期 間 引 下 げ 型	
		変 動 金 利	固定特約3・5・10・20年 上 限 特 約 10 年
特 引 下 別 げ	個人引下げ項目の条件充足不要		
	「災害救援ローン制度 利用申告書」の提出 ※公的な被災・罹災証明 書の提出は不要	<u>▲1.875%</u>	<u>▲1.550%</u>

※実際のご融資金利は、お申込み時点の金利ではなく、お借入れ時点の金利が適用となります。

※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金 1,000 円が必要）となることが必要な場合があります。

※当金庫の他のローンのお借換えにはご利用いただけません。

※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。

※災害救援住宅ローンは、手数料定額型のみのお取扱いとなります。

※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

団体会員とは、中央労働金庫に出資のある以下の団体をいいます。

①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もございます。

以 上